

ひさいじゅうたく おうきゅうしゅうり 被災住宅を応急修理します

じしん じゅうたく はんぶんこわ はんぶんいじょうおお こわ ひがい う じぶん しゅうり かね
地震で住宅が半分壊れたり、半分以上大きく壊れる被害を受け、自分で修理するお金の
ない世帯に対し、被害を受けた住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度
の部分を、熊本市役所が業者に頼んで、一定の範囲内で応急的に修理します。

い か すべ じょうけん み ひと
以下の全ての条件を満たす人

- ・ 災害により住宅が半分壊れたり、半分以上大きく壊れる被害を受けている
※ 全部壊れている場合でも、応急修理をすることで、家に住める場合も対象となります。
- ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しない
- ・ 自分で修理をするお金がない（収入限度有り）

しえんないよう
支援内容

しえんがく せたい まん せんえん おな じゅうたく いじょう せたい いっしょ す
支援額は1世帯あたり57万6千円までです。同じ住宅に2つ以上の世帯が一緒に住ん
でいる場合は1世帯とみなします。

ひつようしゅるい
必要書類

- ・ 応急修理申込
- ・ 世帯全員分の住民票
- ・ 世帯全員分の所得証明書
- ・ 被災証明書（コピー可）

うけつけきかん
受付期間

へいせい ねん がつ にち もくようび
平成28年4月28日（木曜日）から

うけつけまどぐち
受付窓口

ちゅうおう にし みなみ きたくやくしよ とうぶしゅつちやうじよ りんじまどぐち せつち
中央・西・南・北区役所、東部出張所に臨時窓口を設置

と あ さき
問い合わせ先

くまもとしやくしよ えいぜんか
熊本市役所 営繕課 096-328-2573
〃 設備課 096-328-2450